

第 107 回接続委員会 議事概要

日 時 平成 20 年 3 月 17 日 (月) 14 : 00 ~ 16 : 00
場 所 講堂 (地下 2 階)
参加者 接続委員会 東海主査、酒井主査代理、相田委員、
佐藤委員、藤原委員
総務省 武内電気通信事業部長、谷脇事業政策課長、
古市料金サービス課長、村松料金サービス課
企画官、飯村料金サービス課課長補佐、
事務局

【議事要旨】

1. 次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について (答申 (案))
 - 総務省から意見招請結果を踏まえた答申 (案) の修正案及び答申 (案) への意見及び考え方 (案) について説明が行われた後、審議が行われた。
 - その結果、答申 (案) について、委員会の審議を踏まえて修文し、修文後の報告書 (案) について、次回 (3 月 21 日) の委員会において審議することとされた。

2. 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可 (平成 20 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定) について (報告書 (案))
 - 総務省から接続約款変更案の概要及び情報通信審議会電気通信事業部会への報告書 (案) について説明が行われた後、審議が行われた。
 - その結果、本件は上記 1. の答申 (案) とあわせて、次回 (3 月 21 日) において審議することとされた。

【主な発言等】

[次世代ネットワーク (以下 NGN) に係る接続ルールの在り方関連 (分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定を除く)]

酒井主査代理 : 答申 (案) 自体は良いと思う。意見 87 (NGN の接続料については、コストベースで算定するといった電話時代の発想にとられることな

く、映像配信サービスの普及が進むよう、市場価格を重視した料金とすべき)に関連するが、コストベースのみでなく、効用ベースの接続料を考えるべき。コストを無視することはできないが、映像配信サービス等の接続料においては効用を考えないのも良くない。

総務省：コストドライバについては、考え方 108 にもあるように、総務省においても、学識経験者などを踏まえて検討する予定。単純なパケット量で配賦する接続料ではなく、ある程度効用も含めたコストドライバを用いることが可能か否かを含めて検討していきたい。

東海主査：酒井委員の指摘は、今後の接続料算定の在り方として留意していくべき。例えば、他の固定網との関係は無視して接続料を算定することはできない。コストは効率を考えるとときに重要だが、それだけではない。

相田委員：LRICのような考え方が入ってくる可能性はあるが、NGNに関する機能の接続料についても、サービスごとの負担の割合はあるにせよ、コストベースに落ち着くと思う。ただ、NGNという名の下に高コストのネットワークが作られることには問題がある。

佐藤委員：日本テレコムの上長がかつて、「NTTは積み上げで料金を決めているが、料金はマーケットが決める」と言っていたが、それは一理あると思う。現行の加入光ファイバに係る接続料を算定する際に行ったように、7年間の将来原価方式で需要を見積ることでコストを下げ、需要を増やしていくというのも一つの考え方である。効用も分かるが、そのサービスの収入でコストを賄えない場合、結局ユーザが負担することになってしまうため、注意しなければならない。全部コストを賄うという方法でなくとも、少なくとも追加コストだけは賄うという方法もあり得る。

[平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定関連（分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定を含む）]

佐藤委員：光ファイバの耐用年数は現在の10年から今回の申請では21年となっているが、耐用年数が伸びたわりには接続料が下がらないという印象を受けた。耐用年数が延びたことによる接続料への影響額を確認したい。

予測と実績には、あまり大きな乖離がないことが望ましい。今回の接続料算定の際の需要予測では、前回と同様の要因により予測と実績が異なることがないよう、現行接続料を算定した際の予測が実績となぜ異なることになったのか検証が必要。また、乖離額調整制度により何をどのように回収させるのかという点や、トラフィックを低めに予測することでインセンティブが起

こるのかなど、インセンティブがどのようにして起こるのかについては当方でも考えてみたい。

また、乖離額調整制度によってリスクは下がるはず。リスクが下がるのであれば、接続料を出来るだけ低く設定するためにも、接続料の算定期間を申請の3年間と5年間とで比較の上、接続料水準の低い方を採用すべき。

自己資本費用は乖離額調整制度の導入によりリスクがなくなることで、接続料にどのような影響があるのか確認したい。

NGNの答申（案）の分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定については、現実的に今判断するのは難しいと考えている。ただ、答申としては、なぜ現在判断することが難しく、半年後、一年後に我々は何をすべきかが書かれているべき。

OSUを共用する案に関しては、48 ページ 3 段落目では「現時点では必要不可欠とまでは言えない」と記載されているが、いつ、もしくはどのようにすれば必要不可欠と言えるようになるのか。また、加入光ファイバに係る接続料の低廉化という代替的な措置を講じて一旦、市場の動向を見たいという意図があるのであれば書きぶりを工夫すべき。

OSUを専用する案に関しては、答申（案）では適切な基本料水準を検討するともしないとも記載されておらず、ただ「難しい」とのみ記載した上で、代替案として加入光ファイバに係る接続料金を低廉化するという書きぶりになっているに過ぎない。

Bフレッツに係る機能を接続料化する案に関しては、今、なぜ我々がどうすべきかを決められなくて、次にどういう手を打つことによって何が起こるのか、ということが見えない。このままでは今も来年も再来年も決められない可能性もある。

また、加入光ファイバに係る接続料を下げるので、答申（案）ではこれを代替案だと言っているが、接続委員会からすると、接続料はコストベースにすべきで、この議論の有無にかかわらず、合理的な範囲で加入光ファイバに係る接続料を可能な限り低廉化するのは当然である。現在の書きぶりでは、加入光ファイバに係る接続料を低廉化することが政策目標であり、NTT東西に対して当該接続料の低廉化を求めているように見えるが、政策目標はFTTH市場で競争が機能することで、合理的な範囲で接続料の低廉化を求めているのであれば、書きぶりに工夫が必要。

東海主査：佐藤先生から4つほど指摘をいただいた。NGNの答申（案）の書きぶりについては工夫が必要。

酒井主査代理：加入光ファイバに係る接続料の報告書（案）の5ページ④についてだが、需要は料金の関数なので、料金が決定されると需要が決定される。

関数環境を上手く予測するように需要を決定すべきという話なのだと思うが、他の設備競争に支障を与えることのないようにコストを変動させるよう求めることはできても、需要予測は素直な結果であるので、支障を与えることのないように留意して需要予測の見直しを行うことはできない。結果として他の設備競争の進展に支障を与えるようなことになれば、料金で止める話であり、書きぶりに違和感を受けるため、配慮願いたい。

藤原委員：NGNの答申（案）における48ページの③の表現だが、「代替的な措置が講じ得る場合」という部分の論旨が明確でない。代替的な措置とは加入光ファイバに係る接続料の低廉化だと思われるので、明記すべき。

相田委員：NGNの答申（案）の51ページと加入光ファイバに係る接続料の報告書（案）の3ページ⑥に、両方共通した表現で、「最も有効な案と考えられるOSUを専用する案」とあるが、どういう点で有効なのかわからない。現在の記載だけでは、OSUを専用する案については、基本料分の決め手がなく、これ以上先に進めないのが加入光ファイバに係る接続料の低廉化で置き換えようとしているように読め、最も有効な案であるとは読み取れない。

また、答申（案）の他の部分で、NTT東西に対して求める措置や期限を記載した箇所がかなりあることを考えると、OSUを共用する案及びBフレッツに係る機能を接続料化する案については、「引き続き検討」だけではなく、学識経験者を含めた検討の場を設けるといった程度にもう少し明示的に示した方が良いのではないか。

以上